

自治が変わる・自治を変える

# SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 2021 人事院勧告と最低賃金

### 1. 2021人事院勧告の概要 — 月例給改定なし、一時金0.15月の引き下げ

人事院は8月10日、本年の月例給の官民較差が▲0.00%（▲19円）と小さかったことから俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるとして俸給表の改定を見送るとともに、一時金については2年連続の引き下げとなる、0.15月引き下げて4.30月とする給与勧告・報告を行いました。あわせて、不妊治療のための特別休暇の新設などの報告と、改正育児・介護休業法を踏まえ、国家公務員についても同様の措置を行うとする意見の申し出を行っています。

昨年に続き月例給の改定を行わないとしたことは客観的な官民比較に基づくものと受け止める一方で、一時金が昨年に引き下げとなったことは、官民比較に基づくものとはいえ、コロナ禍で住民の生命と生

活を守るために懸命に奮闘している組合員実態を踏まえると残念と言わざるを得ないものとなっています。とくに支給月数の引き下げ分を全て期末手当から差し引くとしたことは、自治体の会計年度任用職員には勤勉手当が支給されていない実態を踏まえると極めて不満の残るものとなっています。

今後は、政府、国会における勧告・報告の取り扱いが焦点となりますが、コロナ感染対策や総選挙、他の法案の取り扱いなど政治情勢は不透明な状況であることから引き続き動向を注視する必要があります。公務員労働者にとって人事院勧告制度は労働基本権の代償措置であることの重みを受け止め、国会における冷静な議論が求められます。

### 2. 埼玉県最低賃金の改定 — 28円引き上げ956円に、10月1日発効予定

埼玉地方最低賃金審議会は8月5日、埼玉県最低賃金を中央審議会が示した目安額どおり28円引き上げ「時間額956円」とする旨の答申を行いました。この答申を受け、埼玉労働局長は、諸手続きを経て埼玉県最低賃金の改正を決定することと予定しており、改正額の効力発生は、最も早い場合で2021年10月1日となります。

審議会では、新型コロナウイルス感染症が拡大し、終息が見通せない中で、特に使

用者から目安金額での改正は、企業の存続と雇用の維持ができるのか心配であるなどの厳しい意見があり、当初は労使の意見の隔たりは大きいものであったが、賃上げに伴う各種支援を審議会として要望していくこと等を含めて最終的に公労使の全会一致で意見の合意を見ました。

今年は、目安金額どおりということで、東京都(1,041円)との差額縮小については引き続きの課題として残りました。

### 3. 公務員の時間当たりの給与額

国家公務員方式（給与法第19条）

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = \frac{(\text{俸給の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{38.75 \text{ h} (1 \text{ 週間の勤務時間}) \times 12}$$

労働基準法方式

$$= \frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当} + \text{定期的に支給される特勤手当}) \times 12}{\{38.75 \text{ h} (1 \text{ 週間の勤務時間}) \times 52\} - \{(\text{国民の祝日} + \text{年末年始休日}) \times 7.75\}}$$

地方公務員には、労基法37条第4項、同施行規則第21条の適用があり、国公法を適用する必要はありません。しかし、多くの自治体では国公方式で定められているといわれています。

見てのとおり、労基法方式の方が、分子が大きく、分母が小さくなっており、時間単価は大きくなる。各自治体でどちらの方式がとられているか「給与条例」を調べてみる必要があります。

### 4. 高校卒初任給と最低賃金

自治労埼玉県本部の単組調査によれば、国準抛（1級5号）が4単組、4号上位が9単組、8号上位が11単組、独自が2単組となっています。

今年的人事院勧告では、表の改定が行われない。それでは、高校卒初任給の時間単価を計算してみます。

国の1級5号は、150,600円です。

#### 国公方式

地域手当、特勤手当がない者では

$$(150,600 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \text{ h} \times 52) = 1,807,200 / 2015 \div 897 \text{ 円}$$

（1円未満の端数四捨五入 以下同じ）

4号上位の1級9号は、154,900円です。

$$(154,900 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \text{ h} \times 52) = 1,858,800 / 2015 \div 922 \text{ 円}$$

8号上位の1級13号は、160,100円です。

$$(160,100 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 52) = 1,921,200 / 2015 \div 953 \text{ 円} \quad \text{となります。}$$

いずれも、最低賃金を下回ってしまいます。1級14号（161,600円）で962円となり、初めて、埼玉県の最低賃金を上回るようになります。

また、地域手当支給地でも

1級5号、地域手当6%支給であると

$(159,636 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 52) = 1,915,632 / 2015 \div 951 \text{ 円}$  となり最低賃金を日下回ります。

**労基法方式（祝日17日、年末年始5日として計算します）**

地域手当、特勤手当がない者では

$$(150,600 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 52 - 7.75 \times 22) = 1,807,200 / 1844.5 \approx 980 \text{ 円}$$

となり、最低賃金を超えています。

地域手当6%であれば

$$(159,636 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 52 - 7.75 \times 22) = 1,915,632 / 1844.5 \approx 1,017 \text{ 円}$$

4号上位では、

$$(154,900 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 1 - 7.75 \times 222) = 1,858,800 / 1844.5 \approx 1,008 \text{ 円}$$

8号上位では、

$$(160,100 \text{ 円} \times 12) / (38.75 \times 12 - 7.75 \times 22) = 1,921,200 / 1844.5 \approx 1,042 \text{ 円}$$

となります。

**5. まとめ**

見てきたように、地域手当がない自治体で初任給が国基準、4号上位、8号上位いずれも、国公方式により時間単価を算出すると最低賃金を下回ることとなります。これを解消するには、高卒初任給を1～9号以上引き上げるか、時間単価の算出方法を労基法方式に変える必要があります。初任給を引き上げることは、他の職種の初任給、在職者との調整等多くの手間と時間、財源が必要になります。また、县市町村課からの助言と称する指導を考えられます。時間単価の計算方法を変更する方が簡単にできますし、時間単価が上がることで、時間外勤務手当を引き上げることができます。また、初任給を基準として単価を算出している会計年度任用職員の賃金改善にもなりません。

「地方公務員には最低賃金法は適用除外だ」という当局もあります。適用除外になっているのは、人事院勧告制度により民間準拠などの諸原則により社会一般の水準を確保できるという考えに基づいています。しかし、民間企業に求めている最低賃金を公務員が下回っていいはずがありません。

それこそ、平等の原則、情勢適応の原則に反するものだといえます。

各自治体の役所を見回してください。労政担当窓口はもちろんのこと、あらゆるところに、「埼玉県の最低賃金をチェックしよう」のポスターやチラシが貼ってあり、注意喚起を行っています。民間企業には最低賃金の支払いを要請しながら、自らのところは、最低賃金以下で働かせるということでのよいのでしょうか。

また、地域手当を含めれば超えているのだからいいのではないかという声もあります。しかし、支給地は非支給地を最低として様々な要因で手当が上乗せをされているわけですから、その名のとおり、埼玉県における”最低”賃金であるとしたなら、地域手当を上乗せしたものがその自治体における”最低”賃金ではないのでしょうか。

各政党とも最低賃金を1,000円～1,500円への引き上げを公約としています。コロナ下で傷んだせ生活を通常の生活に戻すためにも、最低賃金の引き続きの引き上げが必要です。公務職場も遅れない対応が求められています。

## 第36回自治総研セミナーのご案内

## 自治から考える「自治体 DX」

オンライン  
開催

## 「標準化」「共通化」を中心に

- ・自治体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画が国によって策定され、それぞれの自治体は否応なく対応に迫られるようとしています。
- ・確かに技術革新は私たちの生活や仕事を豊かにする可能性をもっていますが、その目的に反する結果を生む可能性にも目を向けておく必要があります
- ・「標準化」「共通化」を中心に、情報連携や官民データ活用などを含めて、自治視点から、自治体 DX の背景、現状、課題を考えます

9月18日（土）10:00～15:00（YouTube Live によるライブ配信）

問題提起：其田茂樹（自治総研）

講演：牧原 出（東京大学）

報告：松岡清志（静岡県立大学） 三木由希子（情報公開クリアリングハウス）

参加方法：自治総研のウェブサイトから参加してください。

<http://www.jichisoken.jp/>

（事前登録の必要はありません）



主催（問い合わせ） 公益財団法人 地方自治総合研究所（自治総研） TEL 03-3264-5924

中村文夫

学校の条件  
コロナの  
アフター！

岩波書店

## 本の紹介

中村文夫著

## 「アフターコロナの学校の条件」

私たちの普段どおりの暮らしを守るため、これからの学校はいかにあるべきか。新型コロナウイルスの感染拡大が学校と教育に与えた影響を踏まえて、これからの学校の姿を模索する。

明治期よりも少ない小学校の数、教育費の重い自己負担、授業のデジタル化による家庭への齎寄せ……。社会のインフラとしての学校を軽視する教育に未来はない。学校事務・財務の専門家である中村文夫さんが提言する。コロナ禍以降の学校のかたち。

【岩波書店 定価（本体2500円＋税）】